

特定非営利活動法人 フレフレマート 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 フレフレマート という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市南区東雲一丁目23番19号B号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、医療・療育を必要とする子ども、育児サポートを必要としている家族に対し、訪問看護による直接的な医療的サポートや育児支援を行い、また小児に関わる医療・福祉等の専門職への啓発・教育事業を行うことで、家庭・地域社会で必要とされる医療・療育への理解を深め、他職種による支援を協同して提供できる環境を整えていくことで、誰もが安心し、その子・その家族らしい生活を地域で送ることができる社会の形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)子どもの健全育成を図る活動
- (4)上記に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①健康保険法に基づく訪問看護事業

- ②小児訪問看護に関わる保健・医療・福祉に係る啓発及び教育研修事業
 - ③子育て支援および子育てに関する相談事業
 - ④在宅療養児・家族の交流事業
 - ⑤インターネットやパンフレット等による情報提供事業
 - ⑥児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
 - ⑦一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）
 - ⑧その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
- ①出版、書籍販売事業
 - ②物品の販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、総会が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、必要な時に、理事長が任免する。

第 5 章 総 会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から45日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項、及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	谷口 美紀
副理事長	坂本 裕子
理事	櫻本 多恵
監事	中山 学

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金（個人） 2,000円
正会員年会費（個人） 3,000円
正会員入会金（団体） 5,000円
正会員年会費（団体） 10,000円
 - (2) 賛助会員入会金（個人） 0円
賛助会員年会費（個人） 一口 3,000円（一口以上）
賛助会員入会金（団体） 0円
賛助会員年会費（団体） 一口 5,000円（一口以上）

附 則

この規程は、平成24年8月27日から施行する。

平成26年8月1日 一部変更 第2条（事務所） 変更

平成30年9月15日 一部変更 第55条（公示の方法） 変更

令和8年 月 日 一部変更 第5条（事業）、第24条（開催）、第33条（開催） 変更

令和8年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

法人名 特定非営利活動法人フレフレマート

1 事業実施の方針

以下の事業を確実に実施することを目標とする

1) 特定非営利活動に係る事業

(1) 健康保険法に基づく訪問看護事業

引き続き、紹介施設の指示に基づき訪問看護の実施を行う

レスパイト事業継続 今年度からは年契約ではなく、持続した事業となる

利用者の利用上限 48時間/年は変わりなし 年間 50時間程度を目標とする

広島県通学支援事業/広島市通学支援事業は令和7年度からの継続の4名に加え、当事業所の利用者ではない学生への支援(月2回)を開始する

(2) 小児訪問看護に関わる保健・医療・福祉に係る啓発及び教育研修事業

大学等施設からの講義依頼があれば内容に問題がない場合は引き受ける

・広島大学医学部保健学科看護学専攻2年生、4年生に対する講義依頼あり

・8月以降に広島大学医学部保健学科看護学専攻助産師コースの学生8名程度の訪問看護実習依頼あり

喀痰吸引指導やその他の大学等からの研修依頼があれば実施する

(3) 子育て支援および子育てに関する相談事業

依頼があれば、内容に問題がない場合は引き受ける

(4) 在宅療養児・家族の交流事業

野球に行きたい希望者がいる為、今年度も野球観戦を可能な範囲で実施する

(5) インターネットやパンフレット等による情報提供事業

実施予定なし

(6) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

令和9年4月の開設に向け準備を行う

開設手続きの為、法人の定款に事業が明記される必要がある為、定款変更の手続きを行う

特定非営利活動に係る事業に「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」を追加する

本事業に関わる職員として、新規看護師1名、保育士1名は確保できているが、引き続き保育士、

リハビリスタッフの採用を目指す。サービス管理者実践研修を11月頃に受講予定

登記申請の完了が予定通り行えれば11月より施設の申請を開始する

(7) 一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)

令和9年4月の開設に向け準備を行う

開設手続きの為、法人の定款に事業が明記される必要がある為、定款変更の手続きを行う

特定非営利活動に係る事業に「一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)」を追加する

登記申請完了後に一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)指定申請を開始する

車両はレンタルリースで準備をする。車両は障害児通所支援事業で使用する車両で行う

(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

実施予定なし

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
健康保険法に 基づく訪問看 護事業	医療保険による訪問看護	(A)通年 (B)広島市・近郊 (C)10人	(D)訪問看護が必 要な子ども (E)60人	55,290
	広島市レスパイト事業	(A)通年 (B)広島市 (C)7人	(D)訪問看護が必 要な医療的ケア児 (E)10名	上記に含む
	通学支援事業	(A)通年 (B)広島市・近郊 (C)5人	(D)通学支援事業 の対象児 (E)5名	3,000
小児訪問看護 に関わる保 健・医療・福 祉に係る啓発 及び教育研修 事業	広島大学保健学科看護 学専攻学生への講義	(A)通年 (B)広島大学 (C)2人	(D)看護学生 (E)60名程度	0
	広島大学保健学科看護 学専攻・助産師実習	(A)2026年8-10月 (B)利用者宅 (C)7人	(D)看護学生 (E)8名程度	0
	実習・見学	(A)通年 (B)訪問看護利用者宅 (C)7人	(D)市民 (E)未定	0
子育て支援お よび子育てに 関する相談事 業	実施予定なし			
在宅療養児・ 家族の交流 事業	野球観戦	(A)2026年6-8月 (B)球場 (C)3人	(D)訪問看護利用 者・家族 (E)15名程度	100
インターネットやパ ンフレット等による 情報提供事業	実施予定なし			
児童福祉法に 基づく障害児 通所支援事業	活動は実施予定なく、児童 発達支援、放課後等デイサ ービス開設準備	(A)2026年度 (B)熊野町・近郊 (C)2名	(D)なし (E)なし	550
一般乗用旅客 自動車運送事 業(福祉輸送 事業限定)	活動は実施予定なく、事業 の開設準備	(A)2026年度 (B)広島市・近郊 (C)1-2名	(D)なし (E)なし	100
その他この法 人の目的を達 成するために 必要な事業	実施予定なし			

計 59,040 千円

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
出版、書籍 販売事業	実施予定なし		
物品の販売 事業	実施予定なし		

計 0円

令和9年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

法人名 特定非営利活動法人フレフレマート

1 事業実施の方針

以下の事業を確実に実施することを目標とする。

1) 特定非営利活動に係る事業

(1) 健康保険法に基づく訪問看護事業

引き続き、紹介施設の指示に基づき訪問看護の実施を行う

レスパイト事業継続が広島市の事業として継続される場合は実施する

広島県通学支援事業/広島市通学支援事業が事業として継続される場合は、4-6名の生徒の送迎を担当する

(2) 小児訪問看護に関わる保健・医療・福祉に係る啓発及び教育研修事業

大学等施設からの講義依頼があれば内容に問題がない場合は引き受ける

大学等施設からの研修依頼があれば内容に問題がない場合は引き受ける

(3) 子育て支援および子育てに関する相談事業

依頼があれば、内容に問題がない場合は引き受ける

(4) 在宅療養児・家族の交流事業

希望があれば実施する

(5) インターネットやパンフレット等による情報提供事業

実施予定なし

(6) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

令和9年4月より、熊野町で児童発達支援・放課後等デイサービス事業を開始する

利用者確保は、概ね訪問看護事業の利用者と重複する為、早期より利用者の確保は可能と考えられる

(7) 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）

令和9年4月より、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を開始する

訪問看護の利用者の病院送迎や、通学支援の業者に選定されれば通学支援を中心とした活動とする

(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

実施予定なし

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
健康保険法に 基づく訪問看護 事業	医療保険による訪問看護	(A)通年 (B)広島市・近郊 (C)8人	(D)訪問看護が必要 な子ども (E)60人	44,260
	広島市レスパイト事業	(A)通年 (B)広島市 (C)5人	(D)訪問看護が必要 な医療的ケア児 (E)10名	0

	通学支援事業	(A)通年 (B)広島市・近郊 (C)5人	(D)通学支援事業 の対象児 (E)4~6名	3,000
小児訪問看護 に関わる保 健・医療・福 祉に係る啓発 及び教育研修 事業	講義	(A)通年 (B)依頼場所 (C)1-2名	(D)講義依頼者 (E)未定	0
	研修	(A)通年 (B)訪問看護利用者宅 (C)1-2名	(D)研修依頼者 (E)未定	0
子育て支援お よび子育てに 関する相談事 業	実施予定なし			
在宅療養児・ 家族の交流 事業	希望があれば実施	(A)通年 (B)希望場所 (C)3名程度	(D)訪問看護利用 者・家族 (E)未定	100
インターネットやパ ンフレット等による 情報提供事業	実施予定なし			
児童福祉法に 基づく障害児 通所支援事業	児童発達支援、放課後等デ イサービス事業	(A)通年 (B)熊野町・近郊 (C)5名	(D)利用者 (E)20名程度	32,110
一般乗用旅客 自動車運送事 業（福祉輸送 事業限定）	福祉タクシー事業	(A)通年 (B)広島市・近郊 (C)2名	(D)利用者 (E)5名程度	2,520
その他この法 人の目的を達 成するために 必要な事業	実施予定なし			

計 81,990 千円

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
出版、書籍 販売事業	実施予定なし		
物品の販売 事業	実施予定なし		

計 0 円

令和8年度活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人フレフレマート

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益の部		
1. 会費収入		
・ 正会員入会金	0	
・ 正会員年間費	36,000	
・ 賛助会員受取会費	150,000	186,000
2. 受取寄付金		
・ 寄付金	0	0
3. 受取助成金等		
・ 補助金事業収益(公費)	0	0
4. 事業収入		
・ 健康保険法に基づく訪問看護事業	59,000,000	
・ 小児在宅ケアについての教育・研修事業	50,000	
・ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	0	
・ 一般乗用旅客自動車運動事業(福祉輸送事業限定)	0	59,050,000
5. その他収入		
・ 受取利息	5,000	5,000
経常収益計		59,241,000
II 経常費用の部		
1. 事業費		
1) 人件費		
給料手当	42,000,000	
法定福利費	4,200,000	
福利厚生費	150,000	
人件費計	46,350,000	
2) その他経費		
診療材料費	1,000,000	
支払手数料	1,300,000	
通信費	400,000	
水道光熱費	120,000	
地代家賃	1,800,000	
車両費	3,000,000	
事務用消耗品費	250,000	
消耗品費	800,000	
新聞図書費	200,000	
保険料	1,450,000	
減価償却費	2,000,000	
租税公課	50,000	
レクリエーション	100,000	
研修費	200,000	
雑費	20,000	
その他経費計	12,690,000	
事業費計		59,040,000
2. 管理費		
1) 人件費		
役員報酬	0	
人件費計	0	
2) その他経費		
事務用消耗品費	30,000	
通信費	40,000	
その他経費計	70,000	
管理費計		70,000
経常費用計		59,110,000
当期経常増減額		131,000
III 経常外収益		
雑収益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
貸倒引当金繰入		11,000
経常外費用計		11,000
税引前当期正味財産増減額		120,000
法人税、住民税及び事業税		52,400
当期正味財産増減額		67,600
前期繰越正味財産額		9,482,187
次期繰越正味財産額		9,549,787

* 今年度はその他の事業を実施していません

令和9年度活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人フレフレマート

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益の部		
1. 会費収入		
・ 正会員入会金	0	
・ 正会員年間費	52,000	
・ 賛助会員受取会費	150,000	202,000
2. 受取寄付金		
・ 寄付金	0	0
3. 受取助成金等		
・ 補助金事業収益(公費)	0	0
4. 事業収入		
・ 健康保険法に基づく訪問看護事業	47,000,000	
・ 小児在宅ケアについての教育・研修事業	50,000	
・ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	34,000,000	
・ 一般乗用旅客自動車運動事業(福祉輸送事業限定)	1,000,000	82,050,000
5. その他収入		
・ 受取利息	5,000	5,000
経常収益計		82,257,000
II 経常費用の部		
1. 事業費		
1) 人件費		
給料手当	58,000,000	
法定福利費	6,000,000	
福利厚生費	300,000	
人件費計	64,300,000	
2) その他経費		
診療材料費	1,000,000	
支払手数料	1,400,000	
通信費	500,000	
水道光熱費	330,000	
地代家賃	3,060,000	
車両費	4,500,000	
事務用消耗品費	500,000	
消耗品費	1,000,000	
新聞図書費	500,000	
保険料	2,500,000	
減価償却費	2,000,000	
租税公課	100,000	
レクリエーション	100,000	
研修費	100,000	
雑費	100,000	
その他経費計	17,690,000	
事業費計		81,990,000
2. 管理費		
1) 人件費		
役員報酬	0	
人件費計	0	
2) その他経費		
事務用消耗品費	30,000	
通信費	40,000	
その他経費計	70,000	
管理費計		70,000
経常費用計		82,060,000
当期経常増減額		197,000
III 経常外収益		
雑収益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
貸倒引当金繰入		11,000
経常外費用計		11,000
税引前当期正味財産増減額		186,000
法人税、住民税及び事業税		93,800
当期正味財産増減額		92,200
前期繰越正味財産額		9,549,787
次期繰越正味財産額		9,641,987

* 今年度はその他の事業を実施していません